

長岡京市妊婦支援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。（以下、「法」という。））第10条の2に基づき、妊婦・子育て世帯に対し、妊婦等包括相談支援事業を実施するとともに、妊婦支援給付金を支給することで、妊婦・子育て世帯の身体的・精神的及び経済的な負担を軽減し、必要な支援を一体的に実施することに関し、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業開始日)

第2条 支給事業の事業開始日は、令和7年4月1日とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 妊婦給付認定

妊婦支援給付金の支給を受ける資格を有することについて、支給妊婦の住所地の市町村が行う認定

(2) 妊婦支援給付金（1回目） 妊娠の届出をした妊婦に対して支給する5万円の現金

(3) 妊婦支援給付金（2回目） 出産予定日の8週間前の日以降で、胎児の数の届出をした妊婦に対して支給する胎児1人につき5万円の現金

(4) 支給妊婦

ア 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、胎児の心拍を確認した者に限る。）

イ 事業開始日以降に、出産もしくは出産予定日8週間前の日を経過し、胎児の数の届出をした妊婦又は産婦（産科医療機関等を受診し、胎児の心拍を確認した者に限る。）

ウ 事業開始日以降に、流産又は死産等をした者（流産の場合は、医療機関等を受診し胎児の心拍を確認した者に限る。妊娠の届出をしていない場合は、流産又は死産等をしたことが確認できる書類（医療機関の証明書等）の提出が必要。）

(支給対象者)

第4条 妊婦支援給付金の支給対象となる者（以下、「支給対象者」という。）は、申請時点で市内に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者のうち、別表第1欄に掲げる者かつ、本市で妊婦給付認定を受けた者をいう。

2 前項で定める者のうち、他市町村で同一の妊娠を原因として法に基づく支援給付金の支給を受けている者は除く。

- 3 第1項に掲げる者のほか、その他やむを得ない特別な事情あると市長が認める者は支給対象者とする。

(妊婦給付認定申請及び妊婦支援給付金申請)

第5条 支給対象者は別表第2欄に掲げる日までに、妊婦支援給付金（1回目）については「長岡京市妊婦給付認定申請書（別記様式第1号）」を、妊婦支援給付金（2回目）については「長岡京市胎児の数の届出書（別記様式第2号）」に必要な書類を添えて、市長に提出し申請するものとする。

- 2 妊婦支援給付金（2回目）の支給対象者の内、当市において妊婦給付認定を受けていない者は、「長岡京市妊婦給付認定申請書（別記様式第1号）」も提出するものとする。

- 3 第1項に規定する書面による申請のほか、所定のフォームによる電子申請も可とする。

(妊婦給付認定の決定)

第6条 市長は、前条に定める妊婦給付認定申請書等の提出があったときは、審査を行い、妊婦給付認定の可否を決定し、「長岡京市妊婦給付認定通知書（別記様式第1号の2）」又は「長岡京市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支給決定通知書（別記様式第1号の3）」により通知する。

- 2 前項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した「長岡京市妊婦給付認定申請却下通知書（別記様式第1号の4）」により通知する。

(支給決定)

第7条 市長は、第5条に定める申請書等の提出があったときは、審査を行い、妊婦支援給付金支給の可否を決定し、「長岡京市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支給決定通知書（別記様式第1号の3）」又は「長岡京市妊婦支援給付金支給決定通知書（別記様式第2号の2）」により通知する。

- 2 前項の決定通知書をもって規則第9条に規定する確定通知書とみなす。

- 3 第1項の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、その理由を付した「長岡京市妊婦給付認定申請却下通知書（別記様式第1号の4）」又は「長岡京市妊婦支援給付金（2回目）却下通知書（別記様式第2号の3）」により通知する。

(支援給付金の支給)

第8条 市長は支給を決定したときは、長岡京市会計規則（平成17年長岡京市規則第26号）第36条第2項の規定に基づき、速やかに支給するものとする。

(妊婦給付認定の取消し)

第9条 市長は、妊婦給付認定を受けた支給対象者が次のいずれかに該当するときは給付認定を取消することができる。

- (1) 支給対象者が別表1欄に該当しないと認めたとき。
- (2) 虚偽その他の不正な手段により支援給付を受けたとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項に定める給付認定を取消したときは、「長岡京市妊婦給付認定取消通知書（別記様式第3号）」により通知するものとする。ただし、転出等により支給対象者に該当しなくなった場合は通知を省略するものとする。

（支援給付金の返還）

第10条 市長は、第9条第1項第2号及び第3号の規定により妊婦給付認定の取消しを行った場合において、既に支援給付金を交付しているときは、期限を定めて全部又は一部の返還を命ずることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、支給の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条、第9条関係）

1 対象者		2 申請期限
1回目	1 次の各号いずれも満たす者であること。 (1) 第3条第4号に規定する支給妊婦（ア）又は（ウ）であること。 (2) 申請時点において、申請者が長岡京市の住民基本台帳に登録されている者であること。	妊娠中とする。 ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により妊娠中に申請ができなかった場合は、妊娠の事実（胎児の心拍）が確認できた日から起算して2年を経過する日までとする。
2回目	1 次の各号いずれも満たす者であること。 (1) 第3条第4号に規定する支給妊婦（イ）又は（ウ）であること。 (2) 申請時点において、申請者が長岡京市の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、胎児が死産した日において長岡京市に住民登録はあったが転出している場合等を除く。	原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間とする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃まで申請ができなかった場合は、出産又は流産等により胎児の数が確定した日から起算して2年を経過する日までとする。

長岡京市妊婦給付認定申請書

受付：

（あて先）長岡京市長

妊婦給付認定の資格を有するため、長岡京市妊婦支援給付金支給事業実施要綱第5条の規定に基づき次のとおり申請します。

1. 申請者の情報（妊婦本人に限ります）

申請日	年 月 日		
ふりがな			
申請者氏名	生年月日	年 月 日	
通知等送付先	(住民票の住所と異なる場合のみ記入)		
その他 申請者情報	☐ 妊娠届記載事項と同じ ☐ 妊娠届出記載事項と異なる（異なる事項： ）		

2. 妊婦支援給付金（1回目）の支給

☐ 妊婦支援給付金（1回目）の支給を希望します。 ⇒ ☐ 他の市町村で妊婦支援給付金（1回目）の支給を受けていません。
☐ すでに他の市町村で妊婦支援給付金（1回目）の支給を受けています。 (支給市町村名：)
☐ 妊婦支援給付金（1回目）の支給を希望しません。

※妊婦支援給付金の支給状況等について、他の市町村に確認することがあります。

3. 振込先口座（申請者の口座に限ります）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 出張所						
預金種別	普通 ・ 当座		口座番号						
口座名義	(フリガナ)								

【添付書類】 本人確認書類、振込先が確認できる通帳等の写し等

4. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に長岡京市外へ転出した場合には、自動的に長岡京市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援が必要となる場合は、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

年 月 日

署名

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市妊婦給付認定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請について、
長岡京市妊婦支援給付金支給事業実施要綱第6条第1項の規定により認定しましたので通知します。

【転出時の認定自動取消しについて】

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に長岡京市外に転出した場合には、転出日をもって長岡京市の妊婦支援給付認定は取消されます。

（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）また、取消しにより長岡京市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

教示

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡京市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（長岡京市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する長岡京市長に裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、長岡京市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において長岡京市を代表する者は、長岡京市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（長岡京市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する長岡京市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請について、
長岡京市妊婦支援給付金支給事業実施要綱第6条第1項及び第7条第1項の規
定により認定及び妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給を下記のとおり決
定しましたので通知します。

記

- 1 支払予定日 年 月 日
2 支払金額 円

【転出時の認定自動取消しについて】

子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に長岡京市外に
転出した場合には、転出日をもって長岡京市の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認
定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）また、取消しによ
り長岡京市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度
認定を受けていただく必要があります。

教示

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇
月以内に、長岡京市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内
であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請
求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（長岡京市長に審査請求をした場合は、当該審査
請求に対する長岡京市長に裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月
以内に、長岡京市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起するこ
ともできます（訴訟において長岡京市を代表する者は、長岡京市長となります。）た
だし、当該期間内であっても、この決定があった日（長岡京市長に審査請求をした場
合は、当該審査請求に対する長岡京市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年
を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

様式第1号の4（第6、7条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請について、
下記のとおり却下しましたので、長岡京市妊婦支援給付金支給事業実施要綱第
6条第2項及び第7条第3項の規定により通知します。

記

1 却下の理由

教示

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡京市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（長岡京市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する長岡京市長に裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、長岡京市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において長岡京市を代表する者は、長岡京市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（長岡京市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する長岡京市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

長岡京市胎児の数の届出書

受付：

（あて先）長岡京市長

妊婦支援給付金（2回目）の支給を受けたいので、長岡京市妊婦支援給付金支給事業実施要綱第5条の規定に基づき次のとおり申請します。

1. 申請者の情報（妊婦（産婦）本人に限ります）

申請日	年 月 日		
ふりがな		生年月日	年 月 日
申請者氏名			
通知等送付先	（住民票の住所と異なる場合のみ記入）		
連絡先			

2. 胎児（子ども）の数 : _____人
出産予定日（出産日） : _____年 _____月 _____日
※流産・死産含む

3. 妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関等

医療機関の名称	
住 所	
電 話 番 号	

4. 妊婦支援給付金（2回目）の支給

☐ 妊婦支援給付金（2回目）の支給を希望します。 ⇒ ☐ 他の市町村で妊婦支援給付金（2回目）の支給を受けていません。
☐ すでに他の市町村で妊婦支援給付金（2回目）の支給を受けています。 （支給市町村名： _____）
☐ 妊婦支援給付金（2回目）の支給を希望しません。

※妊婦支援給付金の支給状況等について、他の市町村に確認することがあります。

5. 振込先口座（申請者本人の口座に限ります）

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所						
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号						
口座名義	(フリガナ)							

【添付書類】 本人確認書類、振込先が確認できる通帳等の写し等

様式第2号の2（第7関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市妊婦支援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった長岡京市妊婦支援給付金（2回目）の申請について、長岡京市妊婦支援給付金支給事業実施要綱第7条第1項の規定により下記のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

- 1 支払予定日 年 月 日
- 2 支払金額 円

様式第2号の3（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市妊婦支援給付金（2回目）却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦支援給付金（2回目）の申請について、下記のとおり却下しましたので、長岡京市妊婦支援給付金支給事業実施要綱第7条第3項の規定により、通知します。

記

1 却下の理由

教示

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡京市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（長岡京市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する長岡京市長に裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、長岡京市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において長岡京市を代表する者は、長岡京市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（長岡京市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する長岡京市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 号
年 月 日

様

長岡京市長

長岡京市妊婦給付認定取消通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定について、長岡京市妊婦支援給付金支給事業実施要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知します。

記

1 取消の理由

教示

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、長岡京市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（長岡京市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する長岡京市長に裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、長岡京市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において長岡京市を代表する者は、長岡京市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（長岡京市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する長岡京市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。